

2015年度(第37回)日本シニアゴルフ選手権競技 競技規定

主催: 公益財団法人 日本ゴルフ協会
JGA JAPAN GOLF ASSOCIATION
<http://www.jga.or.jp>

期日 : 11月11日(水)12日(木)13日(金)
場所 : 広島カントリー倶楽部・八本松コース
TEL. 082-429-0511
後援 : 文部科学省
JGAオフィシャルスポンサー : NEC

1. ゴルフ規則 : 日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則および本競技ローカルルールを適用する。
2. 競技委員会の裁定 : 競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。
3. プレーの条件 : 11月11日(水) 第1ラウンド 18ホール・ストロークプレー
11月12日(木) 第2ラウンド 18ホール・ストロークプレー
36ホールを終わり、60位タイまでの者が第3ラウンドに進出する。
11月13日(金) 第3ラウンド 18ホール・ストロークプレー
※本競技は“36ホール終了”をもって成立とし、3日間で54ホールを終了できなかった場合は競技を短縮する。
※第2ラウンドの終了後、第3ラウンドのスタート時刻ならびに組合せが発表された後に第2ラウンドまでの競技失格者等が出て、60位タイのストローク数に変更があった場合でも第3ラウンドに進出する選手は追加しない。
4. タイの決定 : 54ホールを終わり1位がタイの場合は、即日委員会の指定するホールにおいてホールバイホールのプレーOFFを行い優勝者を決定する。なお、3名以上でプレーOFFが行われる場合、優勝者以外のプレーヤーは2位タイとする。
5. クラブと球の規格 : (1) 適合ドライバーヘッドリスト(規則付I(c)1a)を適用する。
(2) 溝とパンチマークの規格 裁定4-1/1『2010年1月1日施行の溝とパンチマークの仕様とその競技の条件』を摘要する。
(3) 公認球リスト(規則付I(c)1b)を適用する。
6. ゴルフシューズ : 正規のラウンド中、プレーヤーが金属製・セラミック製、または委員会がそれと同等と認めた鉛を有するゴルフシューズを使用することを禁止する。この条件の違反の罰は競技失格とする。(21項C参照)
7. 移動 : 『規則付I(c)8移動』を適用する。ただし、委員会が認めた場合を除く。
8. キャディー : 正規のラウンド中、プレーヤーが委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。この条件の違反の罰は『規則付I(c)2』を適用する。
※なお、プレー形式は共用のキャディーとなります。
9. 競技終了時点 : 本選手権競技は、優勝者にトロフィーが贈呈された時点をもって終了したものとみなす。
10. 参加資格 : 昭和35年(1960年)12月31日以前に誕生の男子アマチュアプレーヤーで、JGA/USGAハンドィキャップインデックスを所持し、次のいずれかに該当する者に参加資格を付与する。
 - (1) 各地区連盟主催シニアゴルフ選手権競技による成績上位者130人とし、次の各地区割当数に該当する者。

北海道	東北	関東	中部	関西	中国	四国	九州
5人	6人	44人	16人	20人	10人	8人	21人
 - (2) 2014日本シニアゴルフ選手権競技 上位10位
 - (3) 2015全日本シニアアマチュアゴルフ選手権競技 優勝者および2位1名
 - (4) 日本スポーツマスターズ2015ゴルフ競技 男子種別 個人戦第1位(タイを含む)
 - (5) JGA特別承認者

注1: 主催者は競技中を含めいつでも、出場に相応しくないと判断したプレーヤーの参加資格を取り消すことができる。なお、主催者は、プレーヤーが次のいずれか一にでも該当する場合(ただし、これらに限られない)、当該プレーヤーを出場に相応しくないプレーヤ

一と判断するものとする。

- ① 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者に該当することが判明したとき
- ② 自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為その他これらに準ずる行為を行ったことのある者であることが判明したとき

注 2： 各地区連盟主催シニアゴルフ選手権競技よりの通過者にタイが生じた場合、最終ラウンドのスコアを比較し、成績のよいプレーヤーを予選通過者とする。それでも決まらない場合はマッチングスコアカード方式により決定する。それでもなお、決まらない場合は 18 番ホールよりのカウントバックとする。なお、18 番ホールよりのカウントバックでも決定しない場合は、「当該の委員会によるくじ引き」で決定する。欠場者が生じても次位の者は繰上げない。

注 3： 資格(5)の JGA 特別承認者については、競技委員会の判断により JGA/USGA ハンディキップインデックスを所持していないとも参加を承認することがある。

注 4： (2)～(4)の資格者が各地区連盟主催シニアゴルフ選手権競技に参加し、(1)の割当数に入った場合はその割当数は(2)～(4)の資格者を含むものとする。また(1)の割当数に入らなかった場合は(2)～(4)の資格者とは別に(1)の割当数は確保される。

注 5： 各地区連盟主催シニアゴルフ選手権競技に参加するプレーヤーは 1 地区のみを選定し、2 地区以上の参加申込（エントリー）は認めない。これに違反した場合、(1)の割当数に入っても本年度の当競技への出場は認めない。

11. 賞 勝 者 : 優勝者 JGA 杯、文部科学大臣杯 第 2 位、第 3 位 銀皿
12. 賞 状 : 優勝者 文部科学大臣賞状
13. 参 加 申 込 : 参加希望者は、参加料を 7 月 21 日（火）以降、締切日までに、現金書留を利用して支払うこと。所定の参加申込書は現金書留に同封し、参加料と共に直接日本ゴルフ協会へ送付すること。JGA/USGA ハンディキップインデックス証明書の添付は不要。（インターネット、電子メール、電話、ファックスによる参加申込みは受理しない。ただし、日本ゴルフ協会へ持参しての申込みは可能です。提出される申込書の自署欄には参加者本人による直筆の署名が必要です。自署欄内の署名がコピーや FAX 等により印刷されたものである場合は不備となります。）
送付先 : 〒104-0031 東京都中央区京橋 1-12-5 京橋 YS ビル 2 階
(公財)日本ゴルフ協会「日本シニアゴルフ競技参加申込」係 Tel.03-3566-0003
※持参の場合、月～金（祝祭日を除く）の 9:30 から 17:00 まで受付
14. 申込締切日 : 10 月 21 日（水）午後 5 時までに JGA へ必着のこと。
締切後の申込みは理由の如何を問わず受理しない。
15. 参 加 料 : 26,000 円（消費税含む）
(注) 申込締切後に参加を取り消した場合、参加料は返金しない。（参加資格を喪失し出場できなかつた場合も含む）
(注) 前に参加を取り消した場合、参加料は返金するが、その際にかかる手数料（銀行振込手数料等）は申込者の負担とする。
16. 個人情報に関する同意内容 : 参加希望者は、参加申込みに際し、「2015 年度（第 37 回）日本シニアゴルフ選手権競技参加申込書」ならびに「2015 年度（第 37 回）日本シニアゴルフ選手権競技選手プロフィール」により、（公財）日本ゴルフ協会が取得する参加申込者の個人情報を次の目的の範囲内で他に提供（公表）することについて、予め同意することを要する。
(1) 第 37 回日本シニアゴルフ選手権（以下「選手権」と称する）の参加資格の審査。
(2) 選手権の開催および運営に関する業務。これには、①参加者に対する競技関係書類（組合せ表等）の発送、②選手権の開催に際し、選手権関係者（報道関係者を含む）に対する参加者の氏名、生年月日、プロ・アマの別、所属（所属クラブ、プロ選手の場合、所属企業名、学生の場合、学校名および学年）、その他選手紹介情報ならびに選手権の競技結果の公表を含む。
(3) この申込書ならびに選手プロフィールによる参加者の個人情報と、その選手権における競技結果の記録の保存、ならびに選手権終了後において必要に応じ、そのうち上記(2)記載の公表事項の適宜の方法による公表。
17. 肖像権に関する同意内容 : 参加希望者は、参加申込みに際し、本選手権競技（競技会場における競技に伴う前後の行事等を含む）に関して、その中継・再映・報道・広報のため、あるいは（公財）日本ゴルフ協会の

目的に反しない範囲で利用するために、写真・テレビ・映画・ラジオ・その他の各種記録媒体による収録物、複製物あるいは編集物（適正範囲の編集に限る）にかかるプレーヤーの肖像権（収録物等にかかるプレーヤーの氏名・肖像を展示・通信・放送・上映により一般に公開し、あるいは貸与し、頒布するなどして他に提供する権利）を（公財）日本ゴルフ協会に譲渡することを、予め承諾することを要する。

18. 指定練習日： 11月6日(金)、9日(月)、10日(火)とし、うち一人2日間までとする。（会員並扱い）
19. 記念品： ネームプレート
20. 注意事項：
A: アマチュア資格規則にご注意ください。参加申込みの際は自身のアマチュア資格を確認した上で申込み願います。なお、不明な点はJGAホームページ(<http://www.jga.or.jp>)や(公財)日本ゴルフ協会発行の『ゴルフ規則(付)アマチュア資格規則2014』、参加申込書に付属する『プロテストやQTを受験した経歴のあるプレーヤーへの注意事項』等を参照願います。
B: 申込受付状況に関する情報はJGAホームページ(<http://www.jga.or.jp>)やJGA携帯サイト(<http://www.jga.or.jp/jga/mobile/>)に掲載し、逐次更新いたしますのでご確認ください。
JGA携帯サイトは右に記載のQRコードからもアクセスできます。
C: 7項で規制されるシューズ以外でも、パッティンググリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがあります。



付記： 1. 本競技の優勝者に、第20回日本ミッドアマチュアゴルフ選手権競技（11月18日～20日紫カントリークラブ・すみれコース）への参加資格を付与する。
2. 本競技上位10位までの者に第38回（2016年開催予定）日本シニアゴルフ選手権競技への参加資格を付与する。
(注) 上記参加資格の付与にあたっては、それぞれの競技に必要となる他の参加資格を満たすことを条件とする。